

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

平成21年12月14日

月 曜 日

第 3115 号

目 次

告 示

指定障害福祉サービスの事業の廃止	1
道路の区域変更	
道路の供用開始	2
土地区画整理事業の終了認可	3
港湾法第37条の3第1項の規定による放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定	

告 示

富山県告示第581号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第 2 号の規定により公示する。

平成21年12月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童デイサービス	平成21年11月30日	1610700096	社会福祉法人くるべ福祉会	黒部市吉田745番3	オープンスペースいは舎	黒部市生地吉田字越湖9602番5

富山県告示第582号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次の

とおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月14日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成21年12月14日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 立山山田線	富山市小黒字川原割 930番 5から 富山市小黒 260番まで	変更前	A	最大 11.4 最小 6.8	193.4	富山土木 センター
		変更後	A	最大 11.4 最小 6.8	193.4	
			B	最大 21.3 最小 7.0	208.0	

富山県告示第583号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月14日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成21年12月14日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 立山山田線	富山市小黒字川原割 930番 5 から 富山市小黒 260番まで	平成21年12月14日	富山土木 センター

富山県告示第584号

土地区画整理事業の終了認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第13条第 1 項の規定により射水市海竜町第二期土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第 4 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
射水市海竜町第二期土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
射水市土地開発公社 射水市戸破1511番地
- 3 事業施行期間
平成20年11月21日から平成22年 3 月31日まで
- 4 施行地区
射水市海竜町の一部
- 5 施行認可の年月日
平成20年11月21日
- 6 終了の認可の年月日
平成21年12月14日

富山県告示第585号

港湾法第37条の 3 第 1 項の規定による放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定について

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の 3 第 1 項の規定により、放置等の行為を禁止する区域及び当該区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、平成22年 3 月 1 日から施行する。

平成21年12月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 放置等の行為を禁止する区域

名称

伏木富山港放置等禁止区域

範囲

富岩運河（中島こう門以北に限る。）、住友運河及び岩瀬運河の各運河水面
（別紙図面表示のとおり）

2 1 の区域において放置等の行為を禁止する物件

船舶

（「別紙図面」は、省略し、富山県土木部港湾課及び富山県富山港事務所に備え
置いて縦覧に供する。）